令和5年度保育施設等指導検査実施方針

1. 基本方針

豊島区は、平成 18 年に豊島区子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの権利を守り、成長を支援する施策に取り組んできた。また、平成 26 年に消滅可能性都市の指摘を受けて、「子どもと女性にやさしいまちづくり」を政策の柱の一つとして、子育て世代が安心して働くことが出来るよう、待機児童ゼロを達成・維持している。その結果、区内には多様な形態の保育施設が設置され、運営主体も多岐にわたっている。

しかしながら、保育施設が増加することで、様々な保育サービスが提供できる反面、保育の質に ばらつきが生じることもある。保育施設にとっては、保育サービスの質の維持・向上は欠かせない 要件である。そのため、量の確保と質の確保を車の両輪として保育の充実を図るためには、保育施 設に対する指導検査の取組が一層重要なものとなっている。

以上のことを踏まえ、認可保育所及び地域型保育事業に対する一般指導検査並びに認可外保育施設に対する立入調査(以下「一般指導検査等」という。)については、関係法令等に照らして、適正に実施されているかを確認の上、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の 社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別指導検査又は 特別立入調査(以下「特別指導検査等」という。)を実施する。

なお、令和5年2月1日付けで豊島区が児童相談所設置市へ移行し、児童福祉法に基づく指導検査の法的権限が東京都から移管された。それに伴い、これまで東京都が行っていた認可外保育施設に対する立入調査及び特別立入調査を区が実施することとなった。東京都とは引き続き必要な連携を図り、効果的・効率的に一般指導検査等及び特別指導検査等(以下「指導検査等」という。)を行っていく。

2. 一般指導検査等の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア)職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ)職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ)職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ)職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。
- イ 安全対策の徹底
- (ア)在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ)消防計画に基づく避難・消火訓練及び救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

(ア)子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われ

ているか。

- (イ)保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。
- イ 児童一人一人に応じた保育の徹底
- (ア)児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ)アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- ウ 安全対策の徹底
- (ア)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ)食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ)プール活動・水遊び、園外保育時、自動車への乗降車時の児童の所在確認、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ)上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ)食中毒・感染症 (特に、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌 O157、ノロウイルス) 予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

- ア 適切な会計処理の徹底
- (ア)会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- (イ)計算書類等が適正に作成されているか。
- (ウ)資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- イ 管理組織の確立
- (ア)会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ)資産管理が適正に行われているか。
- ウ 契約事務の適正化
- (ア)契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうる ものとしているか。
- (イ)契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、 関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。
- ※立入調査では会計経理関係は対象外とする。

3. 特別指導検査等の重点項目

- (1) 運営管理関係
 - 法令等を遵守した施設運営を行っているか。
- (2) 保育内容関係
 - 利用児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。
- (3) 会計経理関係
 - 会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。
- ※特別立入調査では会計経理関係は対象外とする。

4. 実施計画

- (1) 対象施設
 - ア 認可保育所
 - イ 地域型保育事業
 - ウ 認可外保育施設

(2) 実施形態

ア 集団指導

(ア)実施方法

保育の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の支給要件が満たされているか (職員配置)、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努める。

(イ)実施単位

認可保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設(令和5年1月17日付4豊子保発第6857号「豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱実施細目」に定める居宅訪問型保育事業) (以下「保育所等」という。)を対象に、原則として年1回実施する。

(ウ)実施通知

あらかじめ保育所等に書面で集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を通知する。

イ 一般指導検査等

「豊島区保育所等指導検査実施要綱」(令和5年4月1日子ども家庭部長決定)又は「豊島 区認可外保育施設に対する指導監督等要綱」(令和5年1月16日子ども家庭部長決定)(以 下「要綱等」という。)に基づき実施する。

(ア)実施方法

施設ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

(イ)実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ)実施体制

原則として職員2名以上の検査員により実施する。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ)実施通知

要綱等の規定に基づき通知する。

(オ)日程及び対象

具体的な日程及び対象については、原則として、年度当初に決定する。

ウ 特別指導検査等

要綱等に基づき実施する。

(ア)実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ)実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ)実施体制

原則として副参事以上の職にあるものを長とする検査員3名以上で実施する。 また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(工) 実施通知

要綱等の規定に基づき通知する。

(オ)日程及び対象

下記の情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。 なお、特に③の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事 前通告なく特別指導検査等を行う。

① 要確認情報

- a. 通報・苦情・相談等に基づく情報(具体的な違反疑義等が把握でき、又は 違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。)
- b. 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報
- ② 一般指導検査等において確認した情報 一般指導検査等を行った保育所等について確認した違反疑義等に関する情報
- ③ 重大事故に関する情報 死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるお それがあると疑うに足りる情報

(3) 選定方針

ア 選定対象

原則として、令和5年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した 施設については、必要があると認められた場合、指導検査等の対象とする。

イ 選定方法

- (ア)前年度に、一般指導検査等を実施していない施設
- (イ)過去において、指導事項の改善が図られていない施設
- (ウ)苦情、情報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- (エ)その他指導検査等の実施が必要と判断される施設
- (4) 不測の事態が生じた場合には、実施計画を変更することがある。

5. 関係団体への情報提供

施設、事業所等が、法令に違反し、又は運営が著しく適正を欠くために、施設等の経営に著しく支障を及ぼしている場合や、そのおそれがある場合は、指導検査の結果を東京都及び関係部署に提供することにより、情報の共有化及び指導検査の効率化を図る。

6. 関係団体等との連携

区が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、福祉総務課が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。また、当該社会福祉法人及び同法人が運営する施設の指導検査結果等については、保育課と福祉総務課が相互に、必要な情報の交換を行う。